

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
生活保護法による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 ( " )	1
保安林の指定予定の通知 (3件) (森林整備課)	1
保安林の解除予定の通知 (2件) ( " )	2
保安林の指定 ( " )	2
保安林の解除 ( " )	2
定置漁業権の免許 (漁業管理課)	2
漁業権の免許の内容となるべき事項等の取消し ( " )	2
建築基準法による道の指定 (建築指導課)	2
特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	2
平成16年歯科技工士試験の実施 (医療対策課)	3
換地計画の適否決定 (佐賀町) (耕地課)	3
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
事務所の所在地を確知できない宅地建物取引業者 (住宅企画課)	3
高知県病院局告示	
建設工事の一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格	4
土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格	4
高知県外に主たる営業所を有する建設業者の建設工事の一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格	4
高知県選挙管理委員会告示	
高知県選挙事務執行規程の一部改正 < 1・20 掲示 >	4
政治団体設立の届出	5
政治団体異動の届出	5
政治団体解散の届出	6
資金管理団体異動の届出	6
資金管理団体指定の取消しの届出	6
監査公表	
監査の結果に関する報告に基づく措置結果	7

## 落札公告

落札者等の公告	(病院局経営支援課)	7
"	(教育委員会事務局情報教育推進課)	7

## 告 示

高知県告示第69号  
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。  
平成16年 1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
布 診 療 所	土佐清水市布2020	平15・12・1
宮 田 内 科	安芸郡奈半利町乙2657 - 1	平16・1・1

高知県告示第70号  
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。  
平成16年 1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
馬詰歯科診療所	南国市里改田421 - 5	平15・8・21
布 診 療 所	土佐清水市布2020	" 11・30
宮 田 内 科	安芸郡奈半利町乙2658 - 1	" 12・31
ほりおか薬局	高岡郡日高村本郷193 - 1	平16・1・1

高知県告示第71号  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。  
平成16年 1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所  
中村市川登字小畑山3719の子、3719のり、3719の又、3719のル、3719の才、3719のワ、3719の力、3719のヨ、3719の夕、3719のし、3719のソ、3720の1 から3720の3まで
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び中村市役所に備え置いて縦覧に供する。) 高知県告示第72号  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。  
平成16年 1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡大野見村大股1350
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び大野見村役場に備え置いて縦覧に供する。) 高知県告示第73号  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。  
平成16年 1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡東津野村芳生野字石船丙4131の5、丙4131の11、丙4133の1、丙4133の3、丙4135の5、丙4135の13、幡多郡大正町木屋ヶ内字川平山599の1、字東大畑山684の7、西ノ川字西峰344の6、江師字後口山739の9 から739の12まで、739の36、芳川字ホウノキ391の9、391の10、391の16から391の18まで、391の34、391の35、391の50、391の54、391の55、391の58、391の59、392の4、393の1、393の4 から393の6まで
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。) 高知県告示第74号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
安芸市古井字ヶ谷山436の9(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を高知県農林水産部森林局森林整備課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。) 高知県告示第75号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
高岡郡日高村本村字土居山208の2(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を高知県農林水産部森林局森林整備課及び日高村役場に備え置いて縦覧に供する。) 高知県告示第76号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

- 指定に係る保安林の所在場所  
安芸郡北川村野友字目コギノ上甲1075、甲1575の6、甲1575

の8から甲1575の10まで、甲1575の20、甲1582の1、甲1583の1、字相返ノ上甲1126、甲1137、甲1150、甲1655の7、字上平山甲1151、字地蔵下夕甲1152

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。) 高知県告示第77号

次の保安林を解除したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。  
平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除に係る保安林の所在場所  
高知市仁井田字菖蒲谷3636の1(次の図に示す部分に限る。)、十津一丁目3635の45、3635の46、3635の48、3635の49
- 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を高知県農林水産部森林局森林整備課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。) 高知県告示第78号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、定置漁業権を次のとおり免許した。

平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

定置漁業権(1件)

免許年月日	免許番号	漁場名	漁業権者	漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期並びに制限又は条件	存続期間

平成16年1月9日	定 第 1,042号	奈半利町東浜沖(東浜沖)	安芸郡奈半利町乙1631番地 代表者 宮地亨 ほか10人(奈半利大敷組合)	平成15年12月高知県告示第727号のとおり	平成16年1月9日から平成20年8月31日まで

高知県告示第79号

次の漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり取り消した。  
平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

告示年月日	告示番号	漁業権の免許番号	漁業権の種類	取消し理由	取消し年月日
平成15年5月30日	高知県告示第327号	定 第 1,018号	定置漁業	新漁場計画設定のため	平成16年1月9日

高知県告示第80号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。  
平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

- 南国市稲生字クロノモト970番1地先から973番3地先に至る延長61メートルの道
- 南国市稲生字コシメリ938番6から字クロノモト963番2に至る延長258メートルの道

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成16年1月21日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。  
平成16年1月21日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年1月21日	特定非営利活動法人高知龍馬の会	弘光 寛次	高知市横内217番地55	本会は、地域における独自の文化資源や文化活動を現代的な視点で見直し、新たな価値を付加しながら再構築すること、又新たに創造することによって、経済主導の地域振興ではなく、文化軸によるまちづくりを目指す。もって公益の増進に寄与することを目的とする。

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

1 試験の日時

(1) 学説試験

平成16年3月5日(金) 午前9時から

(2) 実地試験

平成16年3月6日(土) 午前9時から

2 試験の場所

高知市比島町四丁目5-20 高知県歯科技工専門学校

3 試験科目

(1) 学説試験

歯科理工学 歯の解剖学 顎口腔機能学 有床義歯技工学 歯冠修復技工学 矯正歯科技工学 小児歯科技工学 関係法規

(2) 実地試験

歯科技工実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

5 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

平成16年2月2日(月)から同月9日(月)までの間(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、平成16年2月9日付けの消印のあるものまで受け付ける。

(2) 受験願書の提出先

高知市丸ノ内一丁目2-20(郵便番号780-8570)

高知県健康福祉部医療対策課

(3) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験資格を証する書類

ウ 写真(出願前6月以内に脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル、横4.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に(シギ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。)

6 受験手数料

36,000円(受験願書に高知県収入証紙をはって納入すること。)

7 その他

(1) 合格者の発表は、平成16年3月16日(火)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に受験番号を掲示する。

(2) 受験について不明な点は、高知県健康福祉部医療対策課(電話番号088-823-9667)へ問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、佐賀町の行う熊ノ浦地区(熊ノ浦換地区)の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

1 縦覧に供する書類

(1) 換地計画書の写し

(2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成16年1月30日から同年3月1日まで

3 縦覧場所

佐賀町役場

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成15年12月19日 15高都計第562号	南国市東山町三丁目86-1	南国市東崎1627 橋田 妙子 後見人 橋田 達夫

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の規定による免許を受けた次の宅地建物取引業者は、その事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定に基づき公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定に基づき、この公告の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

宅地建物取引業者の名称、代表者の氏名及び所在地	免許証番号	免許年月日
有限会社コウリツ 大崎 敏子 高知市鷹匠町二丁目1番10号	高知県知事 (1)第2397号	平成11年7月31日

病院局告示

高知県病院局告示第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、高知県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に高知県病院局が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

平成15年8月高知県告示第500号(建設工事の一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等)により高知県建設工事一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿に登録された者

高知県病院局告示第2号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に高知県病院局が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定め、平成16年4月1日から施行し、平成15年3月高知県病院局告示第7号(土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格)は、廃止する。

平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

平成15年10月高知県告示第628号(土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等)により一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿に登録された者

高知県病院局告示第3号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、高知県外に主たる営業所を有する建設業者のうち、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に高知県病院局が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

平成15年10月高知県告示第629号(高知県外に主たる営業所を有する建設業者の建設工事の一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等)により高知県建設工事一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿に登録された者

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第2号

高知県選挙事務執行規程(平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

平成16年1月20日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

別表第2の1 病院の表中  
「介護老人保健施設仁淀清流 吾川郡伊野町1482番地2号苑」を  
「介護老人保健施設仁淀清流 吾川郡伊野町1482番地2号苑 高岡郡中土佐町上ノ加江小湊277番地10」に改め、

同表の2 老人ホームの表中  
「養護老人ホーム清香園 安芸市川北甲3731番地」を  
「養護老人ホーム清香園 安芸市川北甲3731番地 特別養護老人ホームつつじ 安芸市川北乙1735番地」の丘」  
「吾北村立特別養護老人ホーム吾北荘 吾川郡吾北村下八川丁1676番地」を  
「吾北村立特別養護老人ホーム吾北荘 吾川郡吾北村下八川丁1676番地」に改める。  
養護老人ホーム双名園 高岡郡中土佐町久礼5998番地」  
附 則

この告示は、平成16年1月20日から施行する。

高知県選挙管理委員会告示第3号  
政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成16年1月30日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
笹岡とよのり後援会	石川 眞千子	笹岡 啓伸	須崎市山手町17-13-4	平15・12・22

高知県選挙管理委員会告示第4号  
政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成16年1月30日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

政党

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	民主党高知県第3区総支部	異動なし	異動なし	須崎市大間東町6-19	平15・12・9
異動後				高知市棧橋通四丁目12-11	

その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	高知県土地家屋調査士政治連盟	北添 方生	谷淵 保幸	異動なし	平15・12・3
異動後		中平 俊一	中西 健三		

異動前	氏原つぐし後援会	異動なし	異動なし	吾川郡春野町秋山340	" 5 "	"
異動後				吾川郡春野町西分2904-3		
異動前	せきや徳後援会	前田 正雄	異動なし	高知市上町五丁目2-5	" "	"
異動後				竹村 繁恵		
異動前	元気な高知市を創る草の根会	異動なし	異動なし	高知市上町五丁目2-5	" "	"
異動後				高知市みづき二丁目702		
異動前	佐竹みちお後援会	異動なし	中川 藤幸	異動なし	" "	"
異動後			生田 操			
異動前	橋本大二郎後援会	異動なし	異動なし	高知市帯屋町二丁目2-8	" 8 "	"
異動後				南国市田村乙2036-3		
異動前	こだまひろがるネットワーク	異動なし	異動なし	高知市鷹匠町一丁目3-22	" "	"
異動後				南国市田村乙2036		

後				- 3		
異動前	大きな橋をかける会	異動なし	異動なし	高知市鷹匠町一丁目3-22	" "	"
異動後				南国市田村乙2036-3		
異動前	夢のある新世紀を考える会	異動なし	異動なし	高知市鷹匠町一丁目3-22	" "	"
異動後				南国市田村乙2036-3		
異動前	橋本大二郎後援会	異動なし	木村 昌之	異動なし	" 10 "	"
異動後			高橋 次郎			
異動前	こだまひろがるネットワーク	異動なし	木村 昌之	異動なし	" "	"
異動後			高橋 次郎			
異動前	夢のある新世紀を考える会	木村 昌之	異動なし	異動なし	" "	"
異動後						
異動前	大きな橋をかける会	木村 昌之	木村 昌之	異動なし	" "	"
異動後		高橋 次郎	高橋 次郎			
異動前	野村し		野村 洋一		" "	" "

異動後	んさく後援会	異動なし	野村 順子	異動なし	"
異動前	奥田孝次郎後援会	異動なし	異動なし	香美郡夜須町坪井 296	" "
異動後				香美郡夜須町手結 315	22
異動前	笹岡とよの後援会	石川 眞千子	異動なし	異動なし	" "
異動後					西川 利雄
異動前	高野光二郎後援会	異動なし	木村 昌之	異動なし	" "
異動後					高野 美和
異動前	明神健夫後援会	異動なし	谷 成	高岡郡東津野村船戸 2417	" "
異動後				中越 一俊	高岡郡東津野村芳生野 丙 1443
異動前	明友会	高橋 幸人	異動なし	異動なし	" "
異動後					明神 正和
異動前	中谷元後援会	異動なし	浮田 郁夫	異動なし	" "
異動					山崎 治

後					
---	--	--	--	--	--

高知県選挙管理委員会告示第 5 号  
 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定により次のとおり解散の届出があった。  
 平成 16 年 1 月 30 日  
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜  
 その他の政治団体

名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
岡林光春後援会	土佐郡土佐町瀬戸 682	窪田 清茂	解散	平 15・12・2
クリーンな市政をすすめる会	土佐清水市汐見町 6 - 1	勝間 定明	"	" 9
笹正憲後援会	香美郡香北町横谷 209	中村 良章	"	" 22
奥田孝次郎後援会	香美郡夜須町手結 315	奥田 孝次郎	"	" "
翔の会	高知市鴨部 2 - 2 - 39 - 406	中澤 はま子	"	" 24
三・二会	高知市布師田 1896 - 9	玉木 通雄	"	" 25
仁淀会	高知市鷹匠町一丁目 1 - 8	中谷 中	"	" "
大国会	南国市篠原 57 - 1	横山 新一	"	" "
八田会	高知市赤石町 54 - 3	中谷 明	"	" "

西森常晴後援会	吾川郡吾川村名野川 419	中川 利喜	"	"	"
---------	---------------	-------	---	---	---

高知県選挙管理委員会告示第 6 号  
 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。  
 平成 16 年 1 月 30 日  
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜  
 資金管理団体

区 分	候補者氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	橋本 大二郎	異動なし	こだまひろがるネットワーク	高知市鷹匠町一丁目 3 - 22	平 15・12・8
異動後				南国市田村乙 2036 - 3	
異動前	奥田 孝次郎	異動なし	奥田孝次郎後援会	香美郡夜須町坪井 296	" "
異動後				香美郡夜須町手結 315	

高知県選挙管理委員会告示第 7 号  
 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。  
 平成 16 年 1 月 30 日  
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜  
 資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
奥田 孝	夜須町	奥田孝	香美郡夜須町	奥田 孝	平 15・12・

次郎	長	次郎後援会	手 結 315	次郎	22
中澤 ま子	は	高知市 議会議員	翔の会 - 2 - 39 - 406	高知市 鴨部2 中澤 は ま子	" "

監 査 公 表

監査公表第2号

平成16年1月30日

高知県監査委員 土森 正典  
同 浜田 英宏  
同 高橋 恵子  
同 奴田原 訂

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事あて報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知がありましたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

15高行管第376号  
平成16年1月15日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について(通知)

平成15年12月4日付け15高監報第13号で報告のありましたうえのことについて、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 指摘とされた機関  
高知女子大学
- 事実認定  
研究のためのアルバイトの賃金633,360円を雇用の実態がないにもかかわらず支払っていた。
- 指摘事項  
このことは、アルバイトの雇用の実態がないにもかかわらず、雇用したとして検認行為を行った書類を作成し、不正に公金を引き出したものであり、公務員としてはあってはならない極めて不適正な会計事務である。  
既に全額が返還されているとはいえ、二度とこのようなことのないよう、教育職員を含めて再発防止策を講じるとともに、適正な会計事務を行うことを強く求める。

4 措置状況

- 事実関係の調査、教職員への周知について  
平成15年1月14日、「県立大学賃金支出調査委員会」を設置し、平成9年度まで遡って調査員による聞き取り調査を行うとともに、全教職員に対して二度とこのような行為を起こさないよう指導を徹底しました。
- 教員の懲戒処分について  
高知女子大学教員が、平成14年10月及び11月に学生アルバイトの雇用実績がないにもかかわらず、雇用があったとして県費を支出させるという県立大学教員として許されない行為が生じたことから、平成15年3月31日付けで2名の教員に対し、停職1年、戒告の懲戒処分を行いました。
- 再発防止と適正な事務処理について  
「県立大学賃金支出調査委員会」の調査の結果、明らかになった公金支出の改善事項について、教員、事務職員で議論を重ね、再発防止のための「高知女子大学における研究のための学生等アルバイトの雇用に関する取扱要綱」を策定し、平成16年1月1日から施行しました。  
また、この取扱要綱に沿った事務処理を行うために、「研究のための学生等アルバイトの雇用に関するマニュアル」を策定し、適正な事務執行に努めています。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
磁気共鳴断層撮影装置 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県病院局経営支援課 高知市丸ノ内一丁目7-52
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成15年12月19日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3-27
- 随意契約に係る契約金額  
148,260,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 政令第6条の公告をした日  
平成15年10月31日
- 随意契約にすることとした理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1

項第6号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成16年1月30日

高知県知事 橋本 大二郎

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
校内LAN再構築委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県教育委員会事務局情報教育推進課  
高知市丸ノ内一丁目7-52
- 落札者を決定した日  
平成15年12月2日
- 落札者の氏名及び住所  
株式会社四電工高知支店 高知市棧橋通二丁目2番25号
- 落札金額  
25,620,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日  
平成15年11月11日